# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	介護保険関係事務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳴門市は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

鳴門市長

### 公表日

令和4年8月1日

[平成31年1月 様式2]

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルる	た取り扱う事務
①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく事務のうち以下の事務について特定個人情報ファイルを取り扱う。 1. 被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 2. 被保険者証又は認定証に関する事務(前号及び次号に掲げるものを除く。) 3. 介護給付、予防給付、地域支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業又は市町村特別給付の支給に関する事務 4. 要介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 5. 要支援認定、要支援更新認定若しくは要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 6. 地域支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 7. 介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 8. 居宅介護サービス費等の額の特例者しくは介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に係る事実についての審査とはその申請に係る事実についての審査とはその申請に係る事実についての審査とはその申請に係る事実についての審査とはその申請に係る事実についての審査とはその申請に係る事実についての審査とはその申請に係る事務に係る支払方法の変更に関する事務 10. 保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 11. 保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務 11. 保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務 11. 保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務 11. 保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務 11. 保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務 11. 保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務 11. 保険者事務共同処理業務 ※本市では、「13. 保険者事務共同処理業務」について、徳島県国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。
③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 宛名管理システム 3. 中間サーバー 4. 統合利用番号連携サーバー 5. 収納管理システム 6. 滞納管理システム 7. 伝送通信ソフト ※伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で本市と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、本市と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。
2. 特定個人情報ファイル	Ž
(1)被保険者資格情報ファイル (2)保険料情報ファイル (3)受給者情報ファイル (4)給付情報ファイル (5)収納情報ファイル (6)滞納情報ファイル (7)伝送通信ファイル ※伝送通信ファイル(受給者情	「 報異動連絡票データ・受給者情報訂正連絡票データ)は暗号化し、国保連合会へ送信する。
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項別表第一 68の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第50条

### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

 (選択肢>

 (1)実施の有無
 (選択肢>

 (1) 実施する
 (2) 実施しない

 (3) 未定

・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二

(別表第2における情報提供の根拠)

1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 46, 56の2, 58, 61, 62, 80, 8 1, 83, 87, 90, 94, 95, 97, 108, 109, 117, 120の項

(別表第2における情報照会の根拠)

93,94の項

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で

定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)

|(別表第二省令における情報提供の根拠)

第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第6条, 第7条, 第10条, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第2条の2, 第24条の2, 第25条, 第25条の2, 第30条, 第31条の2の2, 第32条, 第33条, 第43条, 第43条の2, 第44条, 第44条の4, 第47条, 第49条, 第55条, 第55条の2, 第59条の2の3, 第59条の3

(別表第二省令における情報照会の根拠)

第46条, 第47条

#### 5. 評価実施機関における担当部署

**①部署** 健康福祉部長寿介護課

②所属長の役職名 長寿介護課長

6. 他の評価実施機関

②法令上の根拠

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

鳴門市総務課

請求先 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170

088-684-1203

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

鳴門市長寿介護課

連絡先 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170

088 - 684 - 1192

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和	14年6月1日 時点					
2. 取扱者	数							
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	]	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
	いつ時点の計数か	令和	4年6月1日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

### Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

### 基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
_	項目評価		5占項日証(	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載			
されている。							
2. 特定個人情報の入手(*	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じた	と入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託		[ ]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワーク	システムを				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[		1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・済	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[ 0 ]	内部監査 [ ] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓	発						
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			

# 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	追加	13. 保険者事務共同処理業務 ※本市では、「13. 保険者事務共同処理業務」 について、徳島県国民健康保険団体連合会(国 保連合会)に委託をして事務を実施しており、国 保連合会が当該事務を実施するにあたって、個 人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正 時には訂正連絡票)」を提供している。	事前	
平成29年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	追加	7. 伝送通信ソフト ※伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で本市と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、本市と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。	事前	
平成29年3月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	追加	(7)伝送通信ファイル ※伝送通信ファイル(受給者情報異動連絡票 データ・受給者情報訂正連絡票データ)は暗号 化し、国保連合会へ送信する。	事前	
平成29年3月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	9, 42, 560/2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 9   4, 117の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第2における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 46, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 83, 87, 90, 94, 95, 97, 108, 109, 117, 120の項(別表第2における情報照会の根拠) 93, 94の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(別表第二省令における情報提供の根拠)第2条,第3条,第5条,第5条,第6条,第7条,第10条,第3条,第3条,第5条,第6条,第7条,第10条,第12条の3,第15条,第19条,第25条,第5条,第5条,第5条,第5条,第6条,第3条,第44条,第47条,第43条,第55条,第55条の2,第59条の3(別表第二省令における情報照会の根拠)第46条,第47条	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数	平成27年9月1日 時点	平成29年2月1日 時点	事前	
平成29年3月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱 者数	平成27年9月1日 時点	平成29年2月1日 時点	事前	
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第2における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 46, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 83, 87, 90, 94, 95, 97, 108, 109, 117, 120の項(別表第2における情報照会の根拠) 93, 94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主めの番号の利用等に関する法律別表第二の主のの番号の利用等に関する法律別表第二の表別で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(別表第二省令における情報提供の根拠)第2条,第3条,第5条,第5条,第6条,第7条,第10条,第12条の3,第15条,第19条,第25条の2,第30条,第32条,第33条,第43条の2,第44条,第47条,第49条,第55条,第55条の2,第59条の3(別表第二省令における情報照会の根拠)第46条,第47条	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第2における情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,6,8,11,17,22,26,30,33,39,42,43,46,56の2,58,61,62,80,81,83,87,90,94,95,97,108,109,117,120の項(別表第2における情報照会の根拠)93,94の項 ・行政手続における情報照会の根拠)93,94の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(別表第二省令における情報提供の根拠)第1条,第2条,第3条,第4条,第4条の3,第15条,第19条,第2条の2,第24条の2,第25条,第19条,第2条の2,第24条の2,第32条,第33条,第43条,第43条の2,第44条,第47条,第49条,第55条,第55条の2(別表第二省令における情報照会の根拠)第46条,第47条	事後	
令和1年6月30日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ①部署	長寿介護課	健康福祉部長寿介護課	事後	記載方法の変更
令和1年6月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	長寿介護課長 池田 賢次	長寿介護課長	事後	記載方法の変更
令和1年6月30日	人釵	平成30年10月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱 者数	平成30年10月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月30日	Ⅳ リスク対策		項目の追加	事後	様式変更によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		(の制限) 及び別表第一 (別表第2における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 46, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 83, 87, 90, 94, 95, 97, 108, 109, 117, 120の項 (別表第2における情報昭会の規拠)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第2における情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,6,8,11,17,22,26,30,33,39,42,43,46,56の2,58,61,62,80,81,83,87,90,94,95,97,108,109,117,120の項(別表第2における情報照会の根拠)93,94の項		
令和1年12月20日	トワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	の角号の利用等に関する法律が表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号) (別表 第2条 第3条 第4条 第5条 第6	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(別表第二省令における情報提供の根拠)第1条,第2条,第3条,第4条,第5条,第6条,第7条,第10条,第12条の3,第15条,第19条,第22条の2,第24条の2,第25条,第25条の2,第30条,第31条の2,第32条,第33条,第43条,第43条の2,第44条,第47条,第49条,第55条,第55条の2,第59条の2の2,第59条の3(別表第二省令における情報照会の根拠)第46条,第47条	事後	
令和1年12月20日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数	令和1年6月1日 時点	令和1年11月1日 時点	事後	時点修正
令和1年12月20日	IIしきい値判断項目 2. 取扱 者数	令和1年6月1日 時点	令和1年11月1日 時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 46, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 83, 87, 90, 94, 95, 97, 108, 109, 117, 120の項(別表第2における情報照会の根拠) 93, 94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(別表第二省令における情報提供の根拠)	33, 39, 42, 43, 46, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 83, 87, 90, 94, 95, 97, 108, 1 09, 117, 120の項 (別表第2における情報照会の根拠) 93, 94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二省令における情報提供の根拠) 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第6条, 第7条, 第10条, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第33条, 第43条, 第43条の2, 第44条, 第47	事後	
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数	令和1年11月1日 時点	令和3年7月1日 時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	者致	令和1年11月1日 時点	令和3年7月1日 時点	事後	時点修正
令和4年8月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数	令和3年7月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	時点修正
令和4年8月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱  者数	令和3年7月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 46, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 83, 87, 90, 94, 95, 97, 108, 109, 117, 120の項(別表第2における情報照会の根拠) 93, 94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(別表第二省令における情報提供の根拠)第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第6条, 第7条, 第10条, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条の2, 第30条, 第31条の2, 第32条, 第33条, 第43条, 第43条の2, 第44条, 第47条, 第49条, 第55条, 第55条の2, 第59条の2の2, 第59条の3(別表第二省令における情報照会の根拠)	33, 39, 42, 43, 46, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 83, 87, 90, 94, 95, 97, 108, 1 09, 117, 120の項 (別表第2における情報照会の根拠) 93, 94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二省令における情報提供の根拠) 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第6条, 第7条, 第10条, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第25条の2, 第30条, 第31条の2の2, 第32条, 第33条, 第43条, 第43条の2, 第44条,	事後	